

福岡県公安委員会活動状況

<定例会の主な議題及び要旨>

令和5年7月27日（木）

【報告事項】

1 第34回福岡県警察装備資機材開発改善コンクールの実施結果について

（総務部）

警察本部から「コンクールに出品された107作品中、本審査に選出された10作品について、審査委員の面前で制作者による作品説明を行った。審査の結果、「磁石付き警笛」が最優秀作品に選ばれ、総務部長賞を受賞した5作品を含めた6作品を警察庁警察開発改善コンクールの書類審査に出品する。」旨の報告があった。

公安委員から「今回受賞した作品は、県警察の装備品になるのか。」旨の発言があり、警察本部から「警察庁が装備品として採用した場合、全国都道府県警察に支給される。県独自で購入できるものについては、購入後現場に配分することとなる。」旨の説明があった。

2 令和5年度第1四半期（4～6月）における監察実施結果について

（警務部）

警察本部から「令和5年度第1四半期において、警察本部7所属及び警察署12所属に対して総合監察を実施するとともに、警察署、交番等に対して延べ166回の随時監察を実施した。総合監察の指導事項として拳銃訓練実施状況不十分、良好事項として窓口業務の受付時間変更に関する取組があり、随時監察の指摘事項として拳銃不適切取扱い及び交番施設の管理不徹底があった。」旨の報告があった。

公安委員から「企業であれば産業医などが確認するが、メンタルヘルスについても監察を実施しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「各部の監査項目に基づいて監察を行っており、メンタルヘルスの面についても健康管理対策の観点から実施している。」旨の説明があった。

公安委員から「非違事案を防止するため、職員の私生活に対する監察は実施しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「随時監察の中で寮等の生活状況について確認をしている。また、異動期等に上司が職員に面接を実施しており、面接の結果問題のある職員については各所属からの報告に基づき、対応している。」旨の説明があった。

公安委員から「総合監察において拳銃訓練の実施状況が不十分であった旨の指導事項が挙げられているが、コロナ禍で訓練が実施できないのはやむを得なかったのではないのか。」旨の発言があり、警察本部から「現在、コロナ禍の制限は解除されており、今回指導対象となった拳銃訓練に関しては、術科監察期間中に所属の警察官に対して想定に基づく訓練を実施するよう指示していたところ、その実施率が低調であったものである。」旨の説明があった。

3 刑法犯の認知・検挙状況等について（1～6月）

（生活安全部・刑事部）

警察本部から「刑法犯認知件数、検挙件数ともに前年同期比で増加している。認知状況の特徴として、乗り物盗が増加している。性犯罪の認知件数、検挙件数ともに前年同期比で増加している。認知状況の特徴として、被害者の年齢別にみると、10歳代から20歳代が全体の約7割であり、被害者と被疑者の面識の有無については、性犯罪全体でみると面識有りが6割、強制性交等に限定すると面識有りが8割であった。ニセ電話詐欺の認知件数及び被害額は、すでに本年の抑止目標を超え、危機的状況となっており、

検挙件数は前年同期比で減少している一方、阻止件数は倍増している。特徴として、オレオレ詐欺と架空料金請求詐欺が大幅に増加している。」旨の報告があった。

公安委員から「ニセ電話詐欺の認知件数が増加しているが、阻止件数も認知件数に計上しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「阻止件数は、コンビニエンスストアなどの方々が声掛け等で被害を阻止した件数であり、認知件数には含まれない。また、認知件数の増加要因はアポ電の大幅な増加等が考えられる。」旨の説明があった。

公安委員から「高齢の被害者が多いが、認知症の影響があるのか。」旨の発言があり、警察本部から「認知症の影響については判然としないが、ケースによっては、加齢により認知機能が低下し、正常な判断力を失ってしまい被害につながっている可能性がある。」旨の説明があった。

公安委員から「被害額が増加したのはオレオレ詐欺の増加が要因であるのか。」旨の発言があり、警察本部から「オレオレ詐欺は1件当たりの被害額が高額となりやすい傾向にあるため、被害額の増加の一因となっている。また、1件当たりの被害額が少額な架空料金請求詐欺であっても、繰り返し被害に遭うことで、結果的に高額の被害となることもある。」旨の説明があった。

公安委員から「被害額を減少させるため、オレオレ詐欺対策を重点的に行う必要があるのではないか。」旨の発言があった。

公安委員から「阻止率が低下しているのは、手口が巧妙化したからか。」旨の発言があり、警察本部から「阻止件数が増加する中、阻止率は低下している。要因として、コンビニエンスストアの方々などが多くの阻止をしてくださっている一方で、犯人側は第三者を介在させないよう手口を巧妙化していることが考えられる。」旨の説明があった。

公安委員から「地域に密着した民生委員等を活用して地域全体でニセ電話詐欺対策に取り組む体制づくりが必要ではないか。」旨の発言があり、警察本部から「被害を受ける高齢者を守るため、地域や家族の絆で高齢者を守っていけるよう地域の協力を得ながらニセ電話詐欺対策を進めていきたい。」旨の説明があった。

公安委員から「先日、ニセ電話気づかせ隊推進委員会に出席したが、非常に多くの地域住民が関わるようになってきていると感じた。効果的な予防措置ができるように各種取組や連携を強化していただきたい。」旨の発言があった。

4 風営適正化法違反事件被疑者の逮捕について

(生活安全部)

警察本部から「南警察署及び生活保安課は、福岡市南区所在のマンションにおいて、アロママッサージ店を仮装し、女性従業員に性的サービスを提供させ、条例により営業が禁止された地域において、店舗型性風俗特殊営業を営んだ風営適正化法違反事件について、7月18日、福岡市南区居住の店舗型性風俗特殊営業店経営の男性を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「他にもこのような形態の店舗は存在するのか。」旨の発言があり、警察本部から「同種形態の店舗は存在すると考えられるが、検挙をすることが抑止力になると考えている。」旨の説明があった。

公安委員から「このような仮装している店舗をどのような方法で見つけ利用するのか。」旨の発言があり、警察本部から「口コミやインターネットにより情報を得て利用することが多いようである。」旨の説明があった。

公安委員から「背後関係を含めて、全容解明をお願いします。」旨の発言があった。

5 金融商品取引法違反事件被疑者の逮捕について

(生活安全部)

警察本部から「中央警察署及び生活経済課は、株式投資から生じる配当を受ける権利

について、内閣総理大臣の登録を受けずに勧誘を行った金融商品取引法違反事件について、7月13日、大分県居住の自営業の男性ほか1人を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「被疑者は金融関係の仕事をしていたのか。」旨の発言があり、警察本部から「不動産業などを経験していたようであるが、詳細については現在捜査中である。」旨の説明があった。

公安委員から「被疑者と関係のあるトレーダーが過去に広島県警察に逮捕されたことがあるとのことであるが、それはいつ頃のことか。」旨の発言があり、警察本部から「令和4年である。」旨の説明があった。

公安委員から「全容解明をよろしく願います。」旨の発言があった。

6 福岡市東区八田における強盗殺人事件被疑者の逮捕について

(刑事部)

警察本部から「東警察署及び捜査第一課は、7月15日、被害者を殺害して金品を強取しようとして、被害者の胸部等を刃物で複数回突き刺し、殺害した強盗殺人事件について、7月16日、福岡市東区居住の派遣社員の男性1人を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「被疑者が使用した刃物は、事前に準備したものであったのか。」旨の発言があり、警察本部から「刃物は被害者宅にあったものである。」旨の説明があった。

公安委員から「被害者の妻に被害はなかったのか。」旨の発言があり、警察本部から「被害者の妻についても、頭部を殴られ、怪我をしている。」旨の説明があった。

公安委員から「徹底した捜査をお願いします。」旨の発言があった。

7 高級自動車を対象とした連続自動車盗事件被疑者の逮捕について

(刑事部)

警察本部から「中央警察署、東警察署、粕屋警察署及び捜査第三課は、3月24日、糟屋郡内居住の被害者方駐車場において時価約900万円相当の普通乗用自動車を窃取し、その後福岡市東区居住の被害者方駐車場において時価約1,200万円相当の普通乗用自動車を窃取した高級自動車を対象とした連続自動車盗事件について、住居不定職業不詳の男性ほか4人を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「鍵がなくても解錠されるのか。」旨の発言があり、警察本部から「解錠装置により、2分ぐらいで解錠できるようである。」旨の説明があった。

公安委員から「被疑者の活動拠点はどこか。」旨の発言があり、警察本部から「被疑者らは愛知県を拠点に福岡県等で犯行を行っていたようである。」旨の説明があった。

公安委員から「愛知県警察では、自宅で車の鍵を保管する際に電波を遮断する缶ケースを配布している。他県警察の防犯対策の取組も参考にされたい。」旨の発言があり、警察本部から「愛知県警察の取組については、リレーアタック対策であると考えられ、解錠装置であるキャンインバーダーへの対策はハンドルロック等の物理的対策が有効である。」旨の説明があった。

公安委員から「今後も引き続き捜査を行い、全容解明をお願いします。」旨の発言があった。

8 暴力団対策法違反等事件被疑者の逮捕について

(暴力団対策部)

警察本部から「小倉南警察署、行橋警察署、豊前警察署及び北九州地区暴力団犯罪捜査課は、工藤會の威力を示して、令和2年11月下旬頃、被害者に対し金品等の供与を要求、令和4年3月17日、同被害者に対し金銭の貸し付けを要求して、それぞれ現金を脅し取った暴力団対策法違反等事件について、7月20日、行橋市居住の無職男性を

逮捕した。同人は、事件当時、五代目工藤會傘下組織組長として活動していた者である。通常、指定暴力団がみかじめ料の要求行為等を行った場合、暴力団対策法に基づく中止命令を発出後、その命令に違反した場合に検挙するという間接罰であるが、特定危険指定暴力団である工藤會は、みかじめ料の要求行為を行えば中止命令を経ることなく、直接逮捕することができる。なお、この直罰規定による検挙は本年2件目、通算33件目である。」旨の報告があった。

公安委員から「本件は、捜査員の地道な説得と捜査により明らかになったとのことであり大変であったと思う。今後も工藤會の威力を示した犯行に対しては徹底した捜査をお願いする。」旨の発言があった。

9 交通事故の発生状況等について（1～6月）

（交通部）

警察本部から「交通事故の発生件数及び死者数は、前年同期比ともに増加しており、特徴として今年増加している死亡事故の約9割が幹線道路で発生しているほか、登下校中の子供の負傷者数は、マイナス25パーセントと大きく減少している。検挙については、近年、取締りの重点としている横断歩行者等妨害や自転車関連の検挙件数が増加している。飲酒運転事故の発生件数は、前年同期比で僅かながら減少しているが、検挙件数は前年同期比で大幅に増加している。特徴として、検挙された者の約8割が、高濃度のアルコールを体内に保有した者となっており、依然として高水準で推移している。引き続き、交通事故の抑止、飲酒運転の撲滅に向けた取組を推進していく。」旨の報告があった。

公安委員から「飲酒運転撲滅活動推進委員から聞いた話であるが、社員が飲酒運転で検挙された場合、会社自体が対策を取らなければならないと聞いたが、どのようなものなのか。」旨の発言があり、警察本部から「福岡県飲酒運転撲滅条例で、通勤・通学中に飲酒運転で検挙された場合、実名で勤務先や通学先に通知を行い、また、私生活で検挙された場合には匿名で勤務先や通学先に通知が行われ、通知を受けた企業等は社員に対し研修等を行わなければならないと定められている。」旨の説明があった。

公安委員から「交通事故の発生件数は、去年よりも増加しているがコロナ禍以前に比べると減っているのか。」旨の発言があり、警察本部から「コロナ禍以前に比べると減少しているが、抑止目標は年々少ない数値目標となっているので、抑止目標を達成できるよう引き続き取組を推進していく。」旨の説明があった。

公安委員から「4月以降死亡事故は減っているのか。」旨の発言があり、警察本部から「死亡事故件数については、5月、6月は減少している。」旨の説明があった。

公安委員から「今後も引き続き、取締り及び抑止対策の徹底をお願いする。」旨の発言があった。